

松山地域学校施設整備基本計画

令和8年3月

志布志市 教育委員会

目次

序章	- 1 -
1. はじめに	- 1 -
2. 基本計画の位置づけ	- 2 -
3. 上位計画等	- 2 -
第1章 設置場所（松山中学校）の概要	- 6 -
1. 施設概要	- 6 -
2. 義務教育学校化に向けた問題・課題	- 11 -
第2章 義務教育学校整備の基本的方向	- 16 -
第3章 義務教育学校に求められる機能	- 18 -
1. 児童・生徒アンケートによる意見	- 18 -
2. 義務教育学校に求められる機能	- 20 -
第4章 学校施設整備の基本理念・基本方針	- 21 -
1. 学校施設整備の基本理念	- 21 -
2. 学校施設整備の基本方針	- 21 -
第5章 義務教育学校の配置	- 22 -
1. 敷地概要	- 22 -
2. 配置計画（案）	- 25 -
3. 移転計画（案）	- 26 -
第6章 義務教育学校の詳細計画	- 27 -
1. 校舎における所要室の再編配置（平面計画）	- 27 -
2. 屋外・外構等計画	- 33 -
3. 構造計画	- 34 -
4. 設備計画	- 35 -
第7章 事業手法の検討	- 36 -
第8章 事業スケジュール	- 39 -
第9章 基本・実施設計に向けて	- 40 -
1. 設計者の選定方法	- 40 -
2. 基本・実施設計の方針	- 40 -
3. 柔軟な設計プロセス	- 40 -
4. 既存備品等の利活用	- 40 -

序章

1. はじめに

松山小学校・泰野小学校・尾野見小学校・松山中学校の3小学校1中学校が立地する志布志市（以下「本市」という。）松山地域では、令和6年7月1日付けで松山地域の各コミュニティ協議会会長の連名で市長及び教育長に対して松山地域の教育環境の在り方等検討についての要望書が提出されたことを受け、「志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会」が設置され、松山地域の学校の適正規模、適正配置等の在り方について検討が進められてきました。

令和7年4月16日には、3小学校1中学校を小中一貫校（義務教育学校）として統合し、統合後の学校の位置を松山中学校、統合の時期を令和11年4月とする「松山地域の学校の在り方に関する検討内容の最終取りまとめ」（以下「最終取りまとめ」という。）が整理され、令和7年5月8日に市長へ提出されました。

これを受け、本市教育委員会では、令和7年7月23日に「松山地域の学校統合に係る義務教育学校の設置方針」（以下「設置方針」という。）を定め、令和11年4月1日に、松山中学校敷地に松山地域の小学校3校及び中学校1校を統合し、義務教育学校を設置する方針を決定したところです。

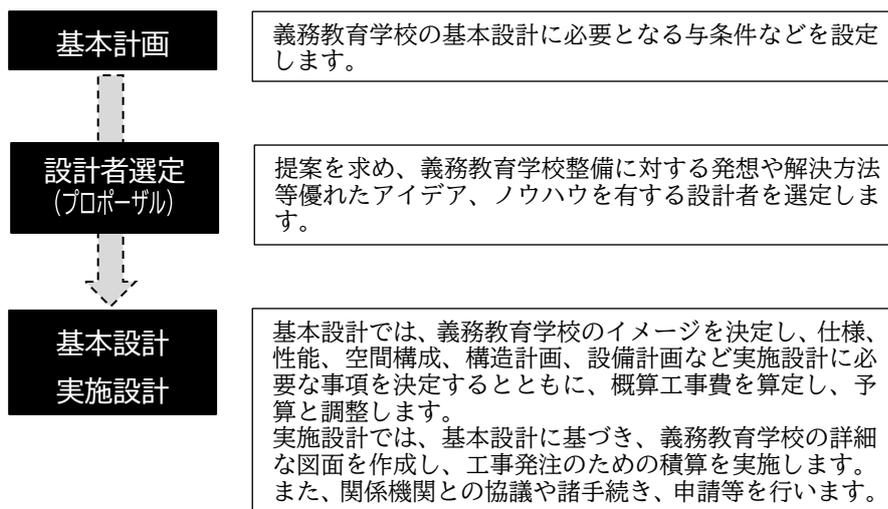
この基本計画は、最終とりまとめ及び設置方針を踏まえた上で、松山地域における義務教育学校の実現に向けた具体的な整備手法等について取りまとめたもので、義務教育学校に求める機能や規模などの検討を行い、基本的な考え方を示すことを目的に策定しました。

■ これまでの経緯

時期	項目
令和6年7月1日	松山地域の各コミュニティ協議会会長の連名で市長及び教育長に対して松山地域の教育環境の在り方等検討についての要望書が提出される
令和6年9月27日	「志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会設置規程」施行
令和6年10月29日	第1回志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会 ・ 検討委員会としての基本的な考え方及び今後の進め方等について ・ 保護者アンケートの実施について
令和6年12月18日	第2回志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会 ・ 今後の方向性について
令和7年1月30日	第3回志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会 ・ 松山地域の学校の在り方に関する検討内容の中間取りまとめ（案）について
令和7年4月16日	第4回志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会 ・ 松山地域の学校の在り方に関する検討内容の最終取りまとめ（案）について
令和7年5月8日	「松山地域の学校の在り方に関する検討内容の最終取りまとめ」を市長へ提出
令和7年7月23日	「松山地域の学校統合に係る義務教育学校の設置方針」を決定

2. 基本計画の位置づけ

「松山地域学校施設整備基本計画」は、義務教育学校の設置場所となる松山中学校の現状の問題点、施設整備の基本理念・基本方針、機能・規模、所要室の考え方などを整理することで、施設整備の基本的な考え方を示し、今後の「基本設計」や「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。



3. 上位計画等

■ 松山地域の学校統合に係る義務教育学校の設置方針（令和7年7月23日）

- 1 設置する時期
令和11年4月1日
- 2 設置する場所
市立松山中学校敷地（志布志市松山町泰野 3870 番地）
- 3 設置する理由
松山地域の各コミュニティ協議会会長の連名での要望を受け設置した志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会において、令和7年4月16日に基本方針、今後の方向性、教育環境の整備等に関する要望等の最終取りまとめが決定した。
この最終取りまとめに鑑み、松山地域の学校が将来の担い手となる子供たちにとって、より良い学びの場となり、「教育のまち 松山」を実現するため、松山地域の小学校3校及び中学校1校を統合し、義務教育学校を設置する。

■ 松山地域の学校の在り方に関する検討内容の最終取りまとめ（令和7年4月16日）

- 1 基本方針
『「将来の担い手となる子供たちにとって、より良い学びの場となるよう検討を進める。検討に当たっては、当事者である保護者の意見を大切に。」ことを基本とし、「教育のまち 松山」の構築を目指す。』とする。
- 2 今後の方向性
 - (1) 統合の形態 小中一貫校（義務教育学校）
 - (2) 統合後の学校の位置 松山中学校
 - (3) 統合の時期 令和11年4月

3 教育環境の整備等に関する要望

- (1) 統合準備委員会を設置し、統合する上で必要な検討事項については、保護者、地域等の意見を聴いて、統合方針の決定に努めていただきたい。
- (2) 「教育のまち 松山」の目指す具体像と実現するための施策等を検討していただきたい。
- (3) 小学校の統合に当たっては、ハード面及びソフト面共に児童生徒が安心して通えるよう教育環境の整備をしっかりと行っていただきたい。
- (4) 小学校の統合に当たっては、児童の環境の変化に対応できる体制の整備を図っていただきたい。
- (5) 小学校の統合に当たっては、松山小学校及び尾野見小学校の児童の通学距離及び通学時間がこれまでよりも長くなることから、スクールバスを導入する等、児童の負担とならないよう通学手段を確保していただきたい。また、自転車通学の対象となる生徒についても、利用することができるよう配慮していただきたい。
- (6) 小学校統合後の学校跡地の有効的な利活用策について、検討委員会を設置するなど、地域と共に検討する場を設けるとともに、伴走型の支援をしていただきたい。
- (7) 統合するまでの4年間は、中学校及び小学校3校が授業、学校行事等を通じて積極的に児童生徒の交流の場を設けるとともに、こども園等と小学校の連携による子供同士やPTA行事等を通じた保護者同士等についても交流を図り、統合後の学校生活等に円滑に対応できるようにしていただきたい。

4 まとめ

この「最終まとめ」を受けて、松山地域の学校が将来の担い手となる子供たちにとって、より良い学びの場となるよう、教育委員会において、施策の確実な実施と学校への支援を行っていただき、「教育のまち 松山」の実現に向けた取組が加速していくことを期待します。

■ 志布志市公共施設等総合管理計画（改訂版）（令和5年3月改訂）

[計画期間：平成29～令和8年度]（抜粋）

【基本方針】

- (1) 長寿命化の推進
- (2) 維持管理コストの削減
- (3) 総資産量の適正化 ⇒ 今後10年で総資産量の7.7%の削減を目指す
- (4) 削減目標に対する現状比較 ⇒ 令和12年度までに約4.4%削減の見込み

【施設類型ごとの管理に関する基本方針】

(5) 学校教育系施設

- ・ 児童生徒数の減少によって空きスペースが生まれる場合は、その利活用方法について検討します。また利用者が安全に使えるよう、施設情報の一元管理・予防保全に努めます。

■ 志布志市学校施設等長寿命化計画（令和3年3月）〔計画期間：令和4～13年度〕（抜粋）

<松山中学校の劣化状況評価>

施設名		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度
管理教室棟	1-1	A	A	A	A	D	89
管理教室棟	1-2	—	A	A	A	D	88
管理教室棟	1-3	B	A	A	A	D	87
管理教室棟	1-4	B	A	A	A	D	87
管理教室棟	1-5	A	A	A	A	D	89
特別教室棟	2	A	A	A	A	D	89
特別教室棟	3	A	B	A	A	D	82
屋内運動場	4	B	B	A	A	D	80
格技場	6	A	C	C	C	D	41
特別教室棟	7	A	A	A	C	D	81

<改善等の整備水準>

1. 安全性・耐用性を確保・維持するための改修	構造体の長寿命化や内外装仕上等の改修、設備更新や必要な防災・防犯機能の付加等
2. 機能性・快適性を確保・維持するための改修	機能性や快適性等、学校生活の場として必要な環境の確保・維持や、必要な社会ニーズに応じた機能付加等
3. 環境面を確保・維持するための改修	断熱や遮音等による環境面の向上や省エネ化によるコスト削減等

<長寿命化の実施計画>

- 改修等を行う建物は、直近で改修工事が行われていない建物で健全度が低く、建築年の古い建物から順次行うことを基本とします。
- 健全度が40点未満の建物は劣化状況調査で劣化や老朽化が進行している建物や設備等が建築後に一度も更新されていない建物が多くあります。これらに対しては緊急性を要する建物として扱うため、なるべく早い時期の部位修繕や長寿命化改修を検討します。
- 劣化状況評価でC・Dに評価された棟はできるだけ早期に部位修繕を実施します。
- 志布志市教育委員会作成の「学校棟別老朽化対策実施計画」と「教職員住宅整備計画」における大規模改造と改築も事業計画に反映します。

■ 第2次志布志市教育振興基本計画（後期基本計画）（令和7年2月策定）（抜粋）

＜基本目標と基本理念＞

【基本理念】

「きらり輝く三つのおしえ」を身に付ける『志』の教育」

- ・ 個性の伸長（煮しめのおしえ）
- ・ 確かな変容（つけあげのおしえ）
- ・ 感謝の心（にぎりめしのおしえ）

【基本目標】

夢や希望を実現し、ともに未来を創る心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり

1. 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、志あふれる未来の社会の創り手となる人間
2. 伝統と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、社会や郷土の一員として、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら志を持って意欲的に自己実現を目指す人間

【令和7年度から5年間に取り組む施策】

「Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進」

地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、地域学校協働活動とコミュニティスクール（学校運営協議会）の一体化を図り、地域とともにある学校づくりが求められています。

【具体的施策の展開】

Ⅲ－(5) 小・中学校の在り方

- ① 6年後（令和12年度）に児童数が「1学年20人程度」を下回る見込みとなっている小学校については、地域の学校の在り方について検討する場を設けるなどして、保護者や地域等での議論に向けて意識醸成を図っていきます。
- ② 令和6年9月に設置した、「松山地域の学校の在り方検討委員会」において、学校の具体的な在り方について協議します。
- ④ 中学校においては、将来的に全ての学年が1学年1学級になると見込まれる地域については、保護者や地域等での議論に向けて意識醸成を図っていきます。

第1章 設置場所（松山中学校）の概要

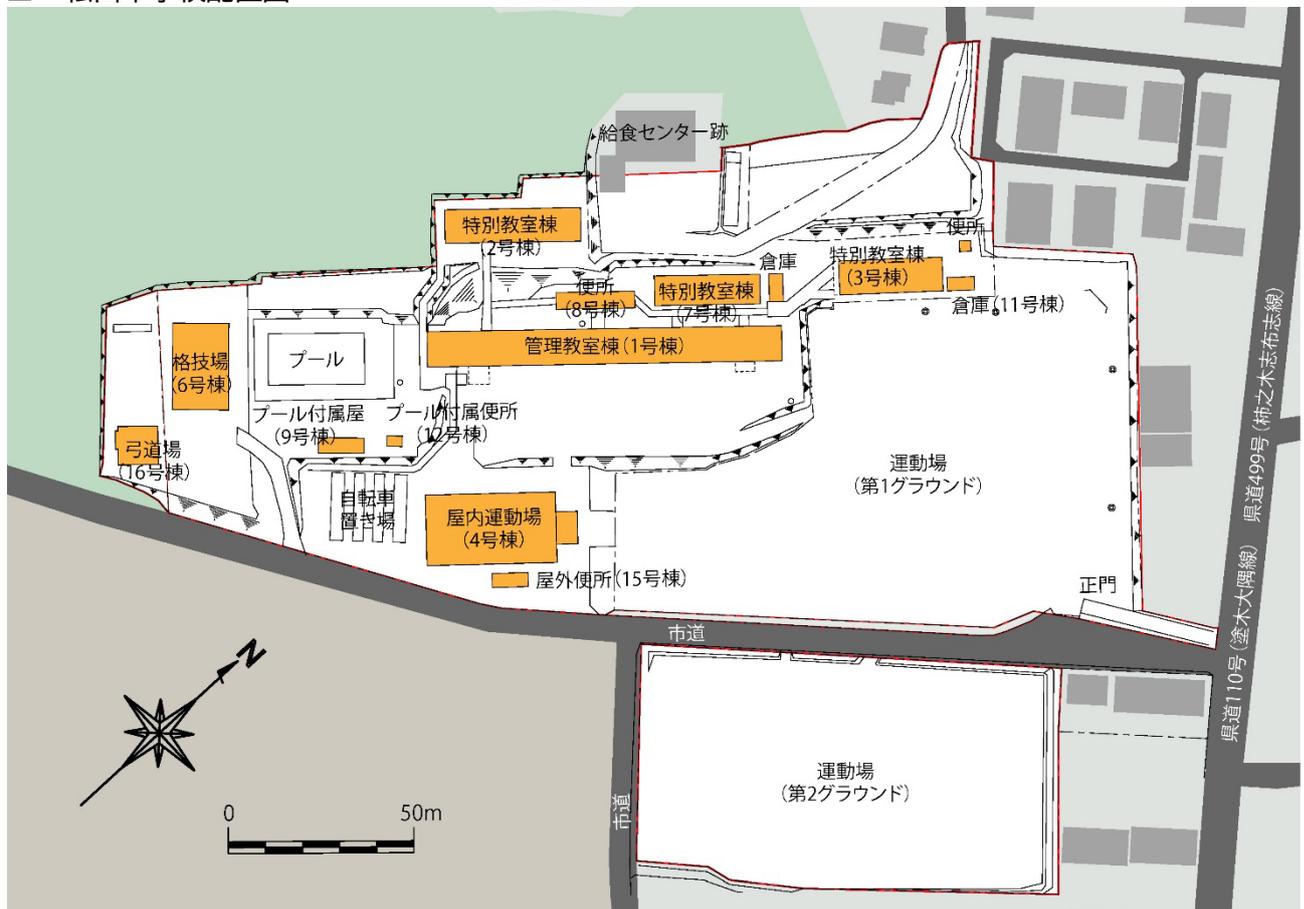
1. 施設概要

松山中学校は、松山地域のほぼ中央部に位置しており、付近には県道110号（塗木大隅線）と県道499号（柿之木志布志線）が走り、都城志布志道路の松山ICまで車で約5分という利便性の高い場所に立地しています。

昭和22年（1947年）に開校した松山中学校には、管理教室棟のほか特別教室棟（3棟）、屋内運動場、格技場、弓道場、プールなどが整備されており、最も建築年が古い管理教室棟で築後60年以上が経過していますが、これまで耐震改修工事など適切な維持管理が行われてきたことから、それぞれの建築物に大きな不具合は見当たりません。

敷地には高低差があり、敷地内の各所に階段・スロープが設けられています。また、市道を挟んで第2グラウンドがあり、主に保護者による送迎車の待機場所として利用されています。

■ 松山中学校配置図



<p>● 管理教室棟（1号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 35～38 年度 ・ 構 造：鉄筋コンクリート造 ・ 階 数：2 階 ・ 延べ面積：1,693 ㎡ 	
<p>● 特別教室棟（2号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 39 年度 ・ 構 造：鉄筋コンクリート造 ・ 階 数：1 階 ・ 延べ面積：329 ㎡ ※ 音楽室・理科室 	
<p>● 特別教室棟（3号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 40 年度 ・ 構 造：鉄筋コンクリート造 ・ 階 数：2 階 ・ 延べ面積：440 ㎡ ※ 美術室・技術室 	
<p>● 屋内運動場（4号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 45 年度 ・ 構 造：鉄筋コンクリート造 ・ 階 数：1 階 ・ 延べ面積：661 ㎡ 	
<p>● 格技場（6号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 53 年度 ・ 構 造：鉄筋コンクリート造 ・ 階 数：1 階 ・ 延べ面積：350 ㎡ 	

<p>● 特別教室棟（7号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 54 年度 ・ 構 造：鉄筋コンクリート造 ・ 階 数：1 階 ・ 延べ面積：226 m² ※ 少人数教室・多目的室 	
<p>● 便所（8号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 54 年度 ・ 構 造：鉄筋コンクリート造 ・ 階 数：1 階 ・ 延べ面積：95 m² 	
<p>● プール付属屋（9号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 46 年度 ・ 構 造：コンクリートブロック造 ・ 階 数：1 階 ・ 延べ面積：50 m² 	
<p>● 倉庫（11号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 43 年度 ・ 構 造：コンクリートブロック造 ・ 階 数：1 階 ・ 延べ面積：26 m² 	
<p>● プール付属便所（12号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：平成 14 年度 ・ 構 造：鉄筋コンクリート造 ・ 階 数：1 階 ・ 延べ面積：12 m² 	

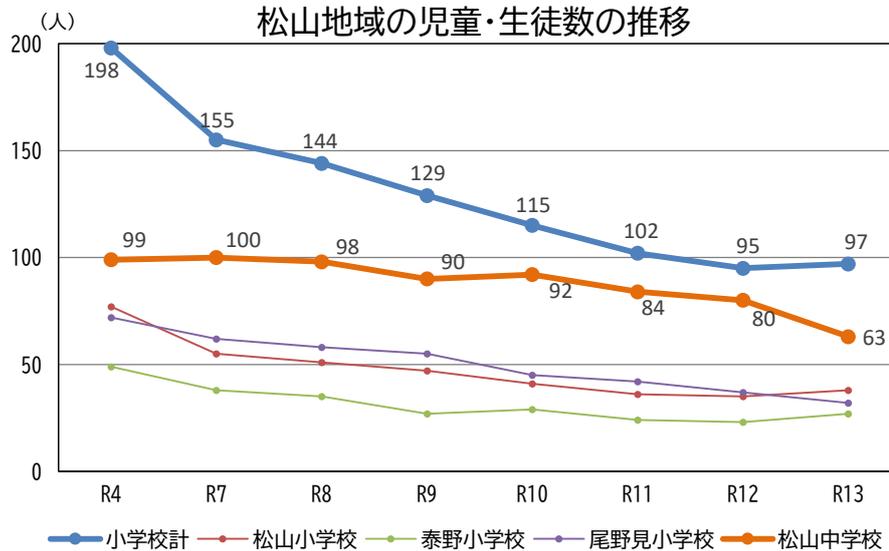
<p>● 屋外便所（15号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：平成 27 年度 ・ 構造：木造 ・ 階数：1 階 ・ 延べ面積：36 m² 	
<p>● 弓道場（16号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 51 年度 ・ 構造：木造 ・ 階数：1 階 ・ 延べ面積：114 m² 	
<p>● プール</p>	
<p>● 屋外便所（3号棟横）</p>	
<p>● 倉庫（7号棟横）</p>	

<p>● 自転車置き場</p>	
<p>● 敷地内スロープ</p>	
<p>● 運動場（第1グラウンド）</p>	
<p>● 運動場（第2グラウンド）</p>	
<p>● 正門</p>	

2. 義務教育学校化に向けた問題・課題

ア 必要床面積の確保

松山中学校では現在、100人（各学年1学級：計3学級）の生徒が学んでおり、義務教育学校化に伴い、1～6年生（小学校相当）の児童も在籍することになります。設置方針が打ち出している義務教育学校の設置時期（令和11年4月）には、7～9年生（中学校相当）84人に加え、1～6年生102人が新たに通うことになると想定されています。



1～6年生を前期課程、7～9年生を後期課程と想定すると、現在、松山中学校には普通教室（3室）、特別支援学級（3室）、特別教室（8室）などが確保されていますが、余剰教室はないため、前期課程の児童が学ぶための教室等を確保する必要があります。

■ 義務教育学校の床面積の算定

義務教育学校の必要床面積は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号。以下「義務法施行令」という。）」第7条第1項第3号の規定により、前期課程は小学校の床面積算定に係る基準を、後期課程は中学校の床面積算定に係る基準を準用して算出したものの合計となります。

(1) 前期課程校舎の床面積算定

① 前期課程校舎の床面積の算定方法

前期課程校舎の床面積は、以下の文部科学省の「小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）」及び義務法施行令を参考に検討します。

■ 参考：小学校設置基準（単位：㎡）（別表イ）

児童数	面積
1人以上～40人以下	500
41人以上～480人以下	500+5×（児童数-40）
481人以上	2,700+3×（児童数-480）

■ 参考：学級数に応ずる必要面積（単位：㎡）（義務法施行令第7条）

必要面積	1～2学級	$769 + 279 \times (\text{学級数} - 1)$
	3～5学級	$1,326 + 381 \times (\text{学級数} - 3)$
	6～11学級	$2,468 + 236 \times (\text{学級数} - 6)$
	12～17学級	$3,881 + 187 \times (\text{学級数} - 12)$
	18学級以上	$5,000 + 173 \times (\text{学級数} - 18)$
	特別支援学級	1学級につき168を加える
多目的スペース及び 少人数授業用教室ス ペース加算*	必要面積の18.0%	

※ 多目的スペース及び 多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含
少人数授業用教室ス む。）を設ける場合に加算する。
ペース加算：

② 前期課程校舎の床面積の算定の前提条件

推計結果を基に、開校時期の令和11年度における見込みを前提とします。

また、学級数は各学年1学級（計6学級）とし、特別支援学級が増加傾向であることを踏まえ、4学級を確保することを前提に算出します。

■ 義務教育学校（前期課程）の児童数（令和11年度見込み）

児童数
102人

■ 義務教育学校（前期課程）（令和11年度見込み）

種別	学級数
普通学級	6学級
特別支援学級	4学級

③ 前期課程校舎の床面積の算定

「小学校設置基準」及び「義務法施行令」に則って新校舎の床面積を算出すると以下のとおりとなります。

■ 小学校設置基準による前期課程校舎の床面積算定

面積	算定式
810㎡	$500 + 5 \times (102 - 40)$

■ 義務法施行令による前期課程校舎の床面積算定

種別	面積	算定式
A. 普通学級	2,468㎡	$2,468 + 236 \times (6 - 6)$
B. 特別支援学級	672㎡	168×4
C. 多目的スペース及び 少人数授業用教室ス ペース加算	565㎡	$(A+B) \times 0.18$
合計	3,705㎡	

(2) 後期課程校舎の床面積算定

① 後期課程校舎の床面積の算定方法

後期課程校舎の床面積は、以下の文部科学省の「中学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 15 号）」及び義務法施行令を参考に検討します。

■ 参考：中学校設置基準（単位：㎡）（別表イ）

生徒数	面積
1 人以上～40 人以下	600
41 人以上～480 人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
481 人以上	$3,240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

■ 参考：学級数に応ずる必要面積（単位：㎡）（義務法施行令第 7 条）

必要面積	1～2 学級	$848 + 651 \times (\text{学級数} - 1)$
	3～5 学級	$2,150 + 344 \times (\text{学級数} - 3)$
	6～11 学級	$3,181 + 324 \times (\text{学級数} - 6)$
	12～17 学級	$5,129 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$
	18 学級以上	$6,088 + 217 \times (\text{学級数} - 18)$
	特別支援学級 1 学級につき 168 を加える	
多目的スペース及び少人数授業用教室スペース加算※	必要面積の 10.5%	

※ 多目的スペース及び少人数授業用教室スペース加算：多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける場合に加算する。

② 後期課程校舎の床面積の算定の前提条件

推計結果をもとに、開校時期の令和 11 年度における見込みを前提とします。

また、学級数は各学年 1 学級（計 3 学級）とし、特別支援学級は現状と同じ 3 学級を確保することを前提に算出します。

■ 義務教育学校（後期課程）の生徒数（令和 11 年度見込み）

生徒数
84 人

■ 義務教育学校（後期課程）（令和 11 年度見込み）

種別	学級数
普通学級	3 学級
特別支援学級	3 学級

③ 後期課程校舎の床面積の算定

「中学校設置基準」及び「義務法施行令」に則って新校舎の床面積を算出すると以下のとおりとなります。

■ 中学校設置基準による後期課程校舎の床面積算定

面積	算定式
864 m ²	600+6 × (84-40)

■ 義務法施行令による後期課程校舎の床面積算定

種別	面積	算定式
A. 普通学級	2,150 m ²	2,150+344 × (3-3)
B. 特別支援学級	504 m ²	168 × 3
C. 多目的スペース及び 少人数授業用教室スペース 加算	278 m ²	(A+B) × 0.105
合計	2,932 m ²	>2,907 m ² (校舎の合計床面積)

前期課程校舎の床面積は、面積算定の根拠となる算定式において、810 m²～3,705 m²と幅があり、この範囲内で設定する必要があります。

なお、後期課程校舎（松山中学校）の床面積は、義務法施行令による床面積（床面積の上限値）とほぼ同規模となっています。

イ バリアフリー化への対応

令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）改正により、義務教育学校は同法第2条第1項第19号の規定による特別特定建築物となっており、建築物移動等円滑化基準^{*}適合の努力義務があるほか、床面積2,000 m²以上の建築物として新築・改築等を行う場合は同基準への適合義務があります。

^{*} 移動等円滑化基準： 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準。

また、文部科学省からは「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について(通知)」(令和7年8月22日付け7文科施第413号)により、令和12年度末までに次の整備目標を達成することが示されています。

■ 令和12年度末までのバリアフリー整備目標（文部科学省）

対象		令和12年度末までの目標	
バリアフリースイレ	校舎	避難所に指定されている全ての学校に整備	
	屋内運動場		
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する [*] 1
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	

対象		令和12年度末までの目標
エレベーター※2	校舎	要配慮児童生徒等※3が在籍する全ての学校に整備
	屋内運動場	

※1： 小修繕や、段差解消機又は既製品のスロープ等による対応を含む。

※2： エレベーター整備数には、1階建ての校舎、屋内運動場を含む。

※3： 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。

高低差がある敷地に立地する松山中学校は傾斜地に校舎等の施設が建っており、手すり・スロープが設けられてはいるものの、全ての移動に対応していないほか、スロープの設置時期が古いため、勾配が建築物移動等円滑化基準（1/12）満たしていない可能性があります。また、エレベーターは設置されておらず、設置するとしても傾斜地に分棟配置されているため、効率的な設置が困難な状況です。加えて、松山中学校は本市から2次開設避難所に指定されていますが、バリアフリースイレが整備されていません。

このようなことから、義務教育学校の開校に向けて、法律や国が示す整備目標を満足しうるバリアフリー化を早急に検討する必要があります。



敷地内階段



スロープ・手すり

ウ 劣化の一部進行

松山中学校はこれまで耐震改修工事など適切な維持管理が行われてきたことから、それぞれの建築物の寿命を左右するような大きな不具合は見当たりません。

しかしながら、屋根防水の劣化や外部通路屋根の破損など、このまま放置すれば将来的な漏水などの事故の発生につながりかねない劣化の進行が一部に見られます。

松山地域に教育の核として義務教育学校がその使命を長期にわたって果たすことができるよう、義務教育学校化と併せて劣化が進行している箇所の修繕を行う必要があります。



屋根防水の劣化（3号棟）



外部通路屋根の破損

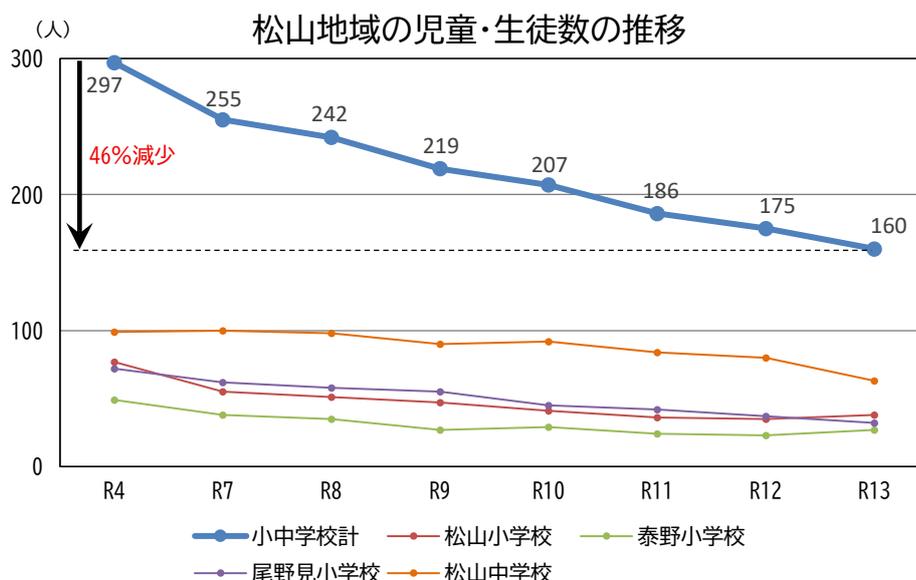
第2章 義務教育学校整備の基本的方向

松山中学校を構成する施設の築年数は古いものの耐震改修工事など適切な維持管理が行われてきたことから、それぞれの建築物の寿命を左右するような大きな不具合は見当たりません。

一方、松山中学校の施設を活用して義務教育学校を整備するには、「必要床面積の不足」、「バリアフリー未対応」、「劣化の一部進行」などの問題があります。「必要床面積の不足」は校舎の増築を、「劣化の一部進行」は該当箇所の修繕を行えば解消されますが、「バリアフリー未対応」は高低差のある傾斜地に立地するという松山中学校の特性上、全面建替以外に完全バリアフリーを実現することは困難と思料されます。

また、令和4年度から令和13年度までの10年間に小中学校（義務教育学校）の児童・生徒数はおよそ半減すると見込まれており、今後もこの減少傾向は続くと思料され、中長期的には教育環境の充実化や学校運営の効率化の観点などから再度、学校再編の議論が行われることも考えられます。

このようなことから、既存の市有財産と限られた財源の有効活用を念頭に、管理教室棟（1号棟）を中心とした既存施設の大規模改修による活用と不足する床面積の新規整備を行う「ハイブリッド型」とすることとします。



なお、既存の特別教室棟のうち2号棟（音楽室・理科室）及び3号棟（技術室・美術室）は管理教室棟（1号棟）との高低差が大きく、バリアフリーに対応した一体的な活用が困難なことから、用途を廃止することとし、音楽室等の所要室は他の既存校舎又は新設校舎へ整備します。

「バリアフリー対応」については、段差解消を中心に文部科学省が示す整備目標を達成することは困難な部分もありますが、新設校舎へのエレベーター設置による一部既存校舎との共用化、段差解消機の設置検討などにより、可能な限り配慮することとします。

加えて、昨今の記録的猛暑にも対応した避難所機能の維持向上と、学校教育における快適な活動空間の創出を図るため、屋内運動場への空調設備の設置を検討します。このため、武道の授業は空調の整った屋内運動場で行うこととし、老朽化が著しい格技場（6号棟）は用途を廃止します。

■ 義務教育学校整備の基本的方向

- 管理教室棟（1号棟）を中心とした既存施設の大規模改修による活用と不足する床面積の新規整備を行う「ハイブリッド型」とする。
- 管理教室棟（1号棟）との高低差が大きくバリアフリーに対応した一体的な活用が困難な2号棟（音楽室・理科室）及び3号棟（技術室・美術室）並びに老朽化が著しい6号棟（格技場）は用途廃止する。
- 管理教室棟（1号棟）及び特別教室棟（7号棟）で不足する教室等の床面積は、新設校舎を整備して確保する。
- 新設校舎へのエレベーター設置及び既存校舎との共用、段差解消機の設置検討により可能な限りバリアフリーに配慮する。
- 避難所機能の維持向上と学校教育における快適な活動空間の創出を図るため、屋内運動場への空調設備の設置を検討する。

第3章 義務教育学校に求められる機能

1. 児童・生徒アンケートによる意見

義務教育学校化の対象となる松山小学校、泰野小学校、尾野見小学校の児童及び松山中学校の生徒を対象に「新しい学校の望むこと」等についてアンケートを実施したところ、次のような意見が寄せられました。

■ 児童（松山小学校、泰野小学校、尾野見小学校）の意見

設問	意見内容の傾向と特徴
新しい学校になることで、あなたが楽しみにしていることやワクワクしていることはどんなことですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友達が増えることや他校児童との交流への期待が圧倒的であり、児童たちは新しい環境でたくさんの友達を作りたいと考えている。 ・ 高学年になるほど、学校施設や行事の充実に対する関心が高まっている。
新しい学校で、どんなことをやってみたい・学んでみたいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びや体を動かす活動への期待が全学年共通で高い。行事、授業や昼休みなどを活用し、協力して行う活動を通して、楽しさや達成感、交流できる機会を求めている。 ・ 基礎科目の理解を深めたい姿勢や革新的な教育内容への興味が見られる。特に、プログラミングや宇宙学などの新しい知識への欲求が目立つ。
松山小学校・泰野小学校・尾野見小学校・松山中学校の児童生徒が仲良くなるためにどんなことをやってみたいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びや運動など学校を超えた交流の場を求めている。特に、ドッジボール、鬼ごっこといった遊びや自己紹介などの会話を通じて相手を知る機会求めている。
こんなものがあつたらもつと学校に行きたくなる、「あつたらいいなあこんなもの」を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊具の充実や遊ぶ時間の確保など、学校生活を楽しくする要望が多数。また、冷水機、エアコンの設置といった学校生活を快適にするための希望が多い。 ・ 高学年になると制服の撤廃、宿題を減らすといった学校ルールの規制緩和を求める意見も比較的多く挙がっている。
あなたが新しい学校の校長先生だとしたら、どのような学校にしたいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての学年に共通して「楽しい学校」という意見が最も多く挙げられている。いじめやケンカがない安心感や仲良く生活できる環境を望んでいる。 ・ 自由な服装など児童中心の主体的な学校に憧れが見られる。

<p>新しい学校へのあなたの思いを教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「楽しみ」「ワクワク」「友達と仲良くしたい」といった前向きな意見が多く、新しい学校への期待感が大きい。また、いじめやケンカがないことを重要視しており、安心して過ごせる環境を求めている。一方で新しい環境への適応や新しい友達との出会いへの不安の声も一部（心配6件、不安3件、今のままでいい3件）ある。しかし、心配・不安といった回答をした児童は他の質問では、友達が増えることを楽しみにするなど前向きな回答となっている。
-------------------------------	--

■ 生徒（松山中学校）の意見

設問	意見内容の傾向と特徴
<p>新しい学校になることで、あなただったら、どんなことが楽しみだなど思うことがありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい友達ができる」「行事が盛り上がる」という期待感が意見の大半を占めている。小・中学生が一緒になることで、年齢の違う仲間と交流を深めることができるといった意見が多く挙げられた。
<p>新しい学校でやってみたいことや学びたいことはありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異学年間の交流に関する意見が目立ち、イベントや授業を共有したいという希望が多い。特に小学生と中学生による合同授業や一緒に遊ぶ活動を求めている。
<p>松山小学校・泰野小学校・尾野見小学校・松山中学校の児童生徒が仲良くなるためにどんな行事や活動があればいいと思いますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツやレクリエーションを通じて、気軽に交流できる場が求められている。特別イベントや行事を通して互いに協力して学び合う環境も求めている。
<p>こんなものがあつたらもっと学校に行きたくなる、楽しくなる施設や仕組みはありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊具やシアタールームなど楽しく遊べる施設や学食といった飲食を楽しむ環境施設を求めている。スクールバスといった通学の利便性を求める回答もあった。
<p>あなたが新しい学校の校長先生だとしたら、どのような学校にしたいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「楽しい」「明るい」「笑顔あふれる」というキーワードが多くあり、居心地のいい学校を最も求めている。
<p>新しい学校への思いや、先輩たちへのメッセージを入力してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい学校生活を楽しむ、仲間との良好な関係、頑張れといった応援の声、伝統文化の継承を重視。

2. 義務教育学校に求められる機能

「最終とりまとめ」や「設置方針」、児童生徒アンケートによる意見等を踏まえ、義務教育学校に求められる機能を次のとおり整理します。

ア 学習・教育機能

児童生徒の学習・生活の場である学校は、質の高い教育を行う上で欠かせない要素です。9年間の指導が可能となる義務教育学校のメリットを最大限生かすため、(前期課程)4学年-(中期課程)3学年-(後期課程)2学年とし、従来の(小学校)6学年-(中学校)3学年の区分を超えた柔軟なカリキュラムに対応するため、文部科学省の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」を踏まえ、きめ細かな指導を可能とするフレキシブルな空間を創出します。

義務教育学校は柔軟なカリキュラムが期待できる反面、就学期間の9年間に大きく人が入れ替わることがないため人間関係の固定化が懸念されます。また、児童生徒アンケートではスポーツやレクリエーションによる異学年間の交流に関する意見も多く挙がっています。このようなことから、多目的スペースなどを設け、異学年や外部との交流に配慮します。

さらに、学習や生活の困難を克服するための特別な支援を必要とする児童生徒が安全かつ円滑に学習できる環境に配慮します。

また、教職員間の児童生徒の情報共有を促し、児童生徒の特徴や個性にあわせた継続的な指導を実現するため、教職員間のコミュニケーションの充実やリフレッシュに資する執務空間の整備に配慮します。

イ 防災施設機能

本市から2次開設避難所に指定されていることから、屋内運動場に近接して文部科学省通知に基づくバリアフリートイレを整備します。また、猛暑や極寒時の災害避難に対応するため、屋内運動場の空調設備を整備します。

なお、災害の規模によっては被災者の避難期間の長期化も想定されることから、教育活動を早期に再開するため、避難所機能と教育機能の区画や動線を分けて計画します。

第4章 学校施設整備の基本理念・基本方針

1. 学校施設整備の基本理念

学校施設整備の基本理念を、「設置方針」や「最終取りまとめ」、「第2次志布志市教育振興基本計画（後期基本計画）」に掲げる方針等を踏まえ、次のとおりとします。

「教育のまち 松山」を地域と共に実現する「次世代の学校[※]」づくり

※ 次世代の学校： 画一的な教育から脱却し、児童・生徒一人ひとりが主役となって主体的に学び、「生きる力」を育むための新しい教育のこと。

2. 学校施設整備の基本方針

基本理念の実現に向け、施設整備の基本方針を次のとおり設定します。

(1) 柔軟なカリキュラムによる児童生徒の個性を尊重する学校

従来の学年区分にとらわれず、義務教育学校の特性を生かした児童生徒の個性に合わせたきめ細かな指導と柔軟な教育環境を実現するため、文部科学省が提唱する「新しい時代の学びを実現する学校施設」を志向します。

具体的には、カリキュラムの変更や異学年及び外部との交流を創出する多目的スペースや、「GIGAスクール構想[※]」などの教育システムの変化に柔軟に対応できる環境を整備します。

※ GIGAスクール構想： 児童・生徒1人1台の端末（PC・タブレット）と高速通信ネットワークを全国の学校に整備する計画。

(2) 安全性が確保され、児童生徒が安心して通うことができる学校

児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であることから、地震・台風等の災害発生時においては、児童生徒の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめられるように配慮します。

また、バリアフリー法が規定する建築物移動等円滑化基準や文部科学省が設定した学校施設のバリアフリー化の整備目標を満足するほか、みんなのトイレや温水洗浄機能付きの洋式便座、非接触型機器の設置など生活様式の変化に対応し、児童生徒が安心して学ぶことができるインクルーシブ[※]な教育環境の整備を図ります。

加えて、教職員の目が届きやすい配置計画やスムーズな動線の確保に配慮します。

※ インクルーシブ： 個々が持つ多様な要素や属性の違いを互いに認め、共生していくこと。

(3) 地域に親しまれ、地域住民にも利用される開かれた学校

コミュニティスクール（学校運営協議会）と一体となって、統合する小中学校がこれまで取り組んできた郷土の文化や歴史を知る体験学習の継承や協働的活動の推進により、地域に親しまれ、地域に見守られる学校を目指します。

また、統合する小中学校の歴史や文化を後世へつなぐため、記念碑や既存樹木などの移設・保全を検討します。

第5章 義務教育学校の配置

1. 敷地概要

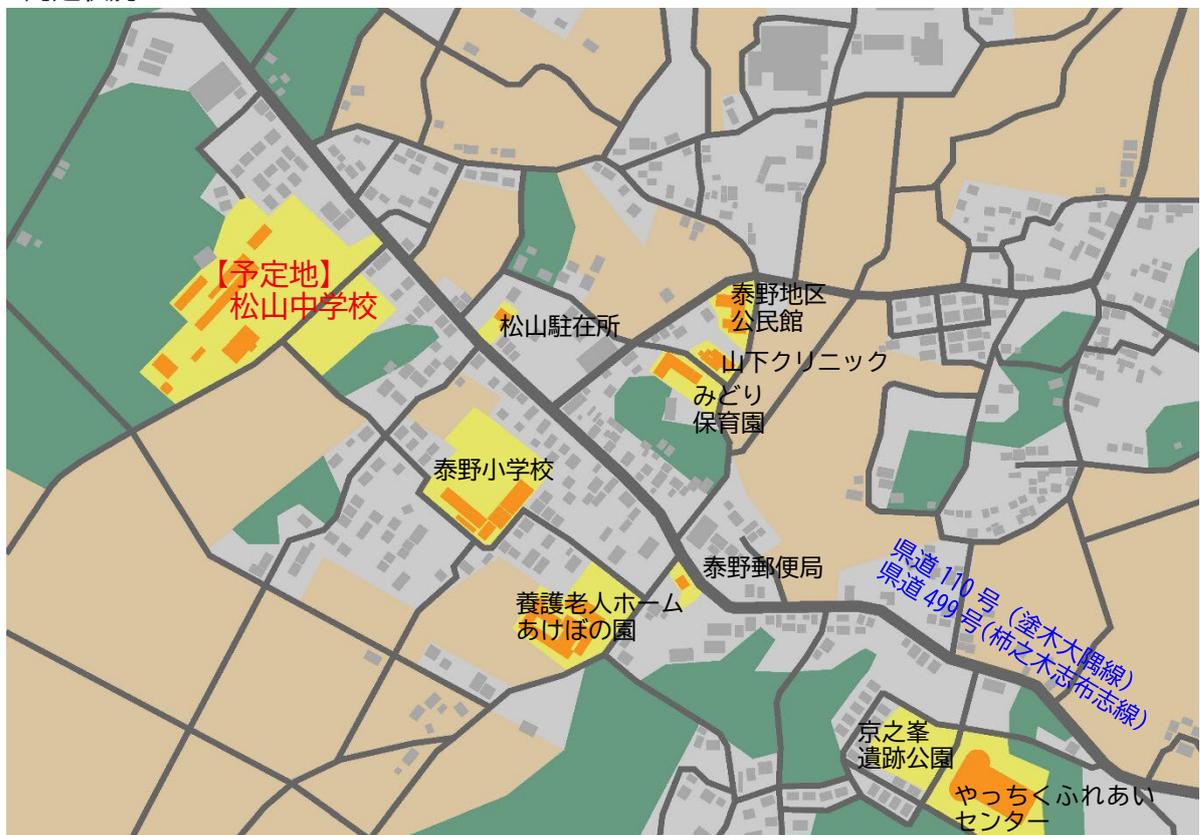
施設整備される義務教育学校の設置場所は、設置方針において、「市立松山中学校敷地（志布志市松山町泰野 3870 番地）」と示されています。

敷地は不整形で、高低差があり、傾斜地に既存の中学校校舎が立地しています。また、一部は市道を挟んで別敷地（第二グラウンド）となっています。

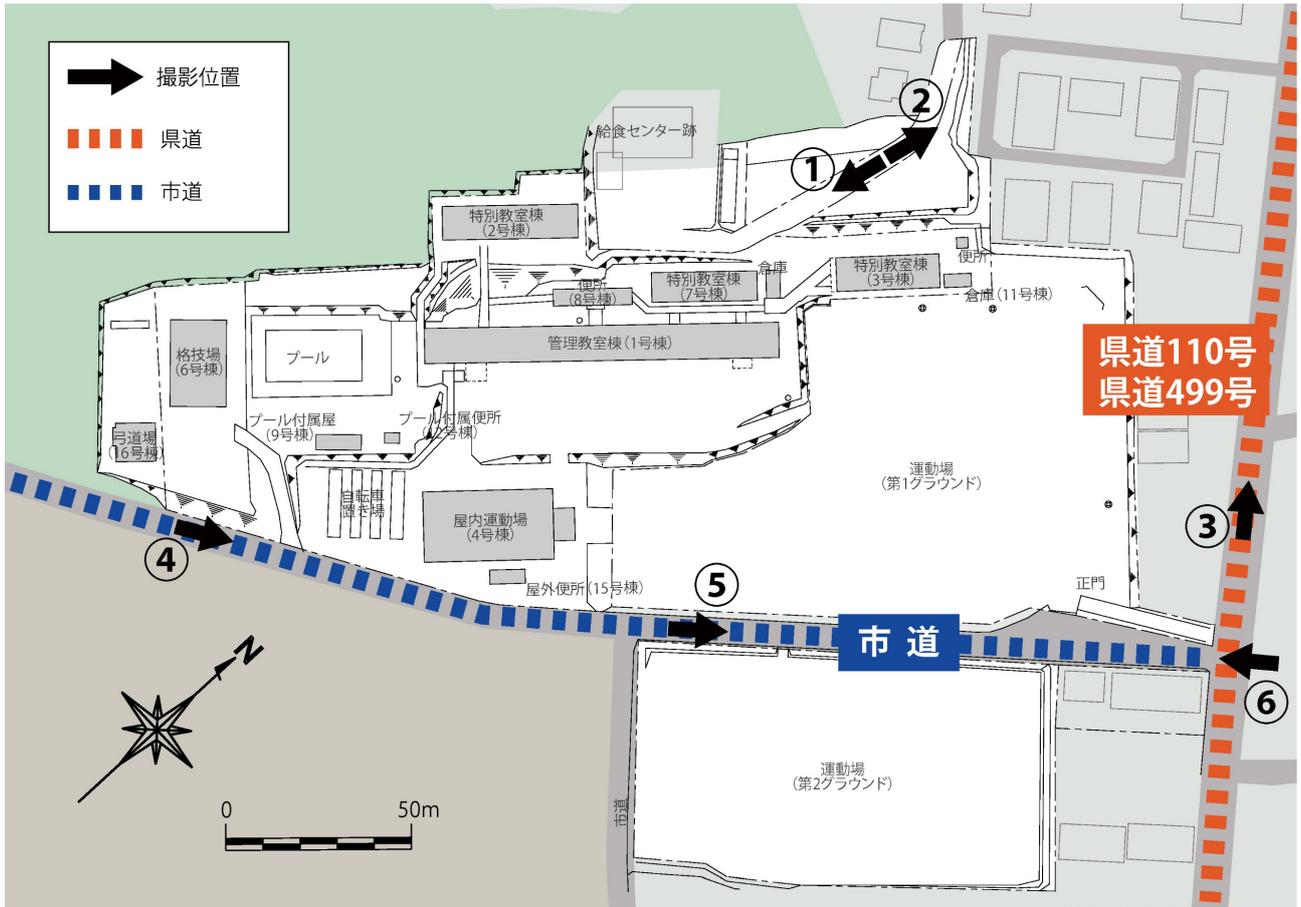
■ 敷地概要

① 位置	・ 志布志市松山町泰野 3870 番地
② 面積	・ 33,584 m ²
③ 形状	・ 不整形 ・ 高低差あり
④ 地盤	・ 不明（今後、地質調査を実施予定）
⑤ 文化財	・ なし
⑥ 周辺状況	・ 北東側 : 県道 110 号（塗木大隅線） 道路幅員 14.0m （県道 499 号（柿之木志布志線）） ・ 南東側 : 市道竹ノ下・畑村釘線 道路幅員 6.3m
⑦ 法令制限 （都市計画）	・ 都市計画区域外

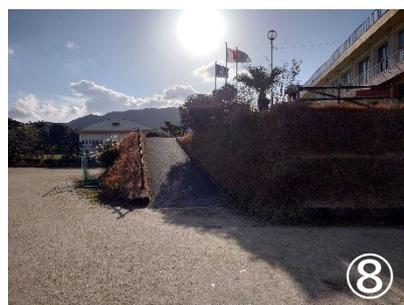
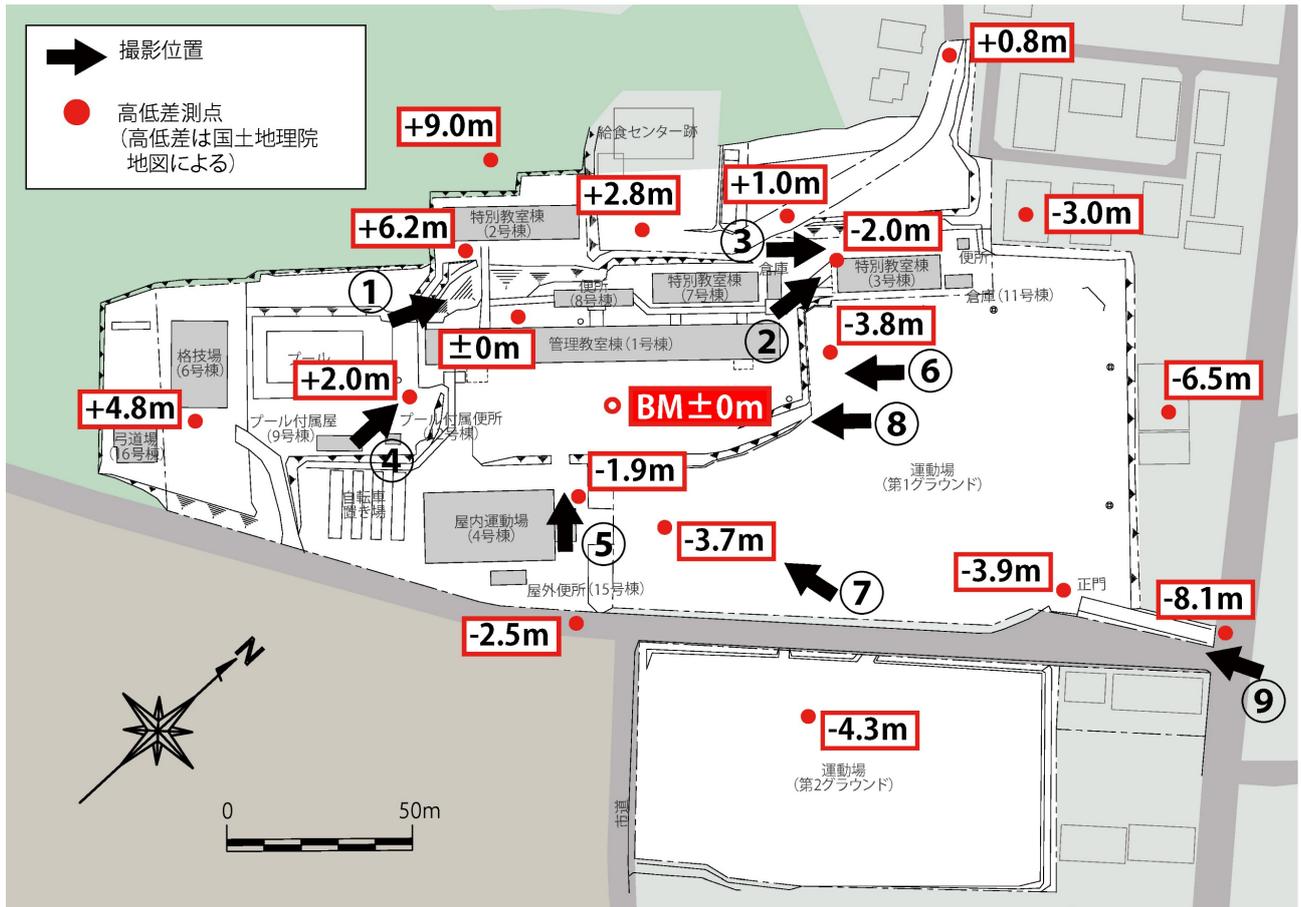
■ 周辺状況



敷地概要（接道状況）



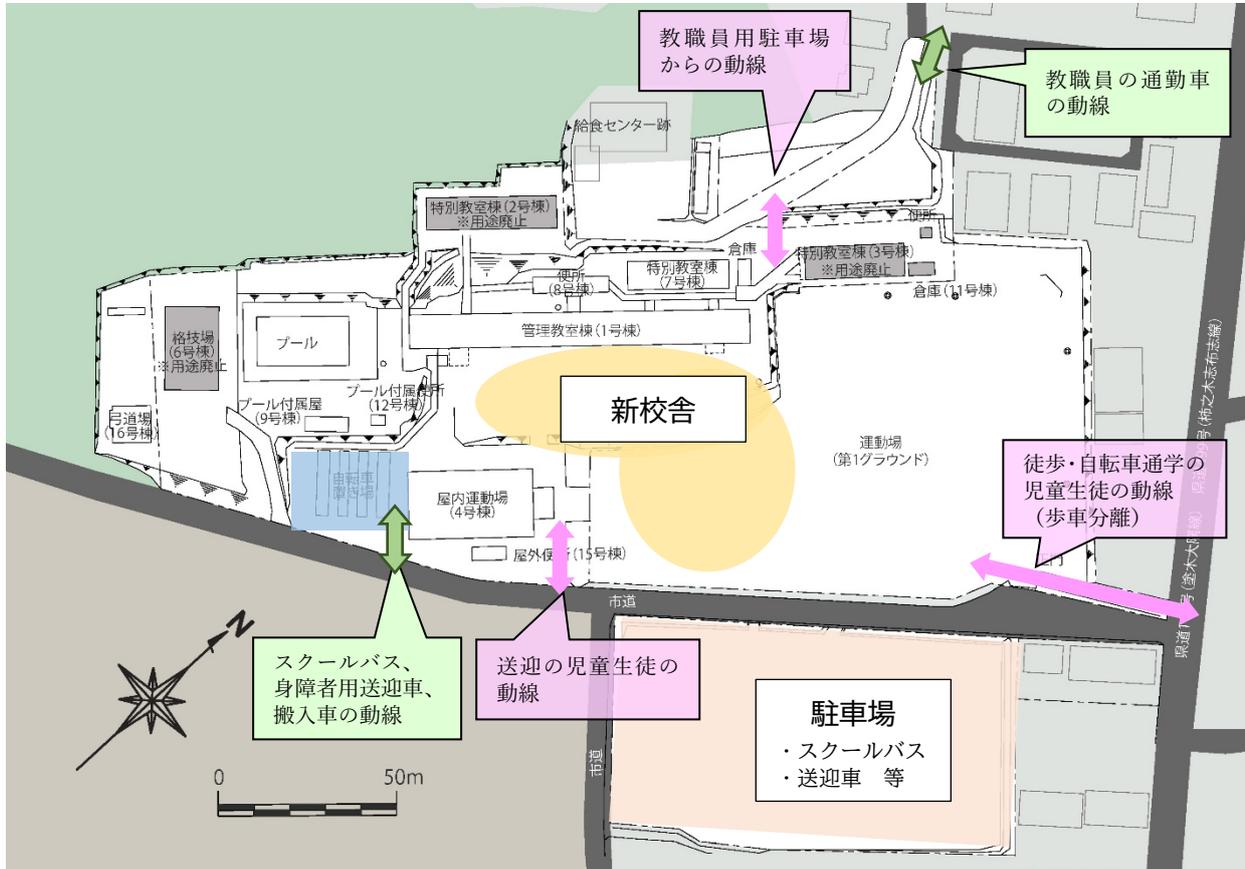
■ 敷地概要（敷地内及び周辺との高低差）



2. 配置計画（案）

管理教室棟（1号棟）と特別教室棟（7号棟）を大規模改修して所要室を配置し、不足する所要室等の床面積は、新校舎を整備し、確保します。

■ 義務教育学校配置計画（案）



■ 配置計画（案）の考え方

- ① バリアフリー対応が困難な特別教室棟（2号棟）及び特別教室棟（3号棟）、老朽化が進行している格技場（6号棟）は用途廃止します。
- ② 管理教室棟（1号棟）と特別教室棟（7号棟）を大規模改修して所要室を配置し、不足する所要室等の床面積は、管理教室棟（1号棟）の前庭と運動場（第1グラウンド）の一部（屋内運動場（4号棟）入り口前）に新校舎を整備し、確保します。
- ③ 新校舎にはエレベーターを設置し、管理教室棟（1号棟）との間に渡り廊下を設ける等により、上下移動のバリアフリーを確保します。
- ④ 新校舎の整備に当たっては、既存の高低差を活用し、造成工事を極力抑えます。
- ⑤ 自転車置き場を新校舎付近に移設し、跡地にスクールバスの乗降スペースを整備します。
- ⑥ 運動場（第2グラウンド）は一部を整地・舗装し、保護者送迎の乗降場所及びスクールバスの駐車場、PTA時の保護者用駐車場を整備します。
- ⑦ 給食等の搬入車や身障者用の送迎車は、屋内運動場裏（南東門）からアクセスします。
- ⑧ 徒歩及び自転車通学の児童生徒は県道110号（499号）を経由して正門からアクセスすることとし、スクールバスや送迎車、教職員の通勤車との歩車分離を図ります。

3. 移転計画（案）

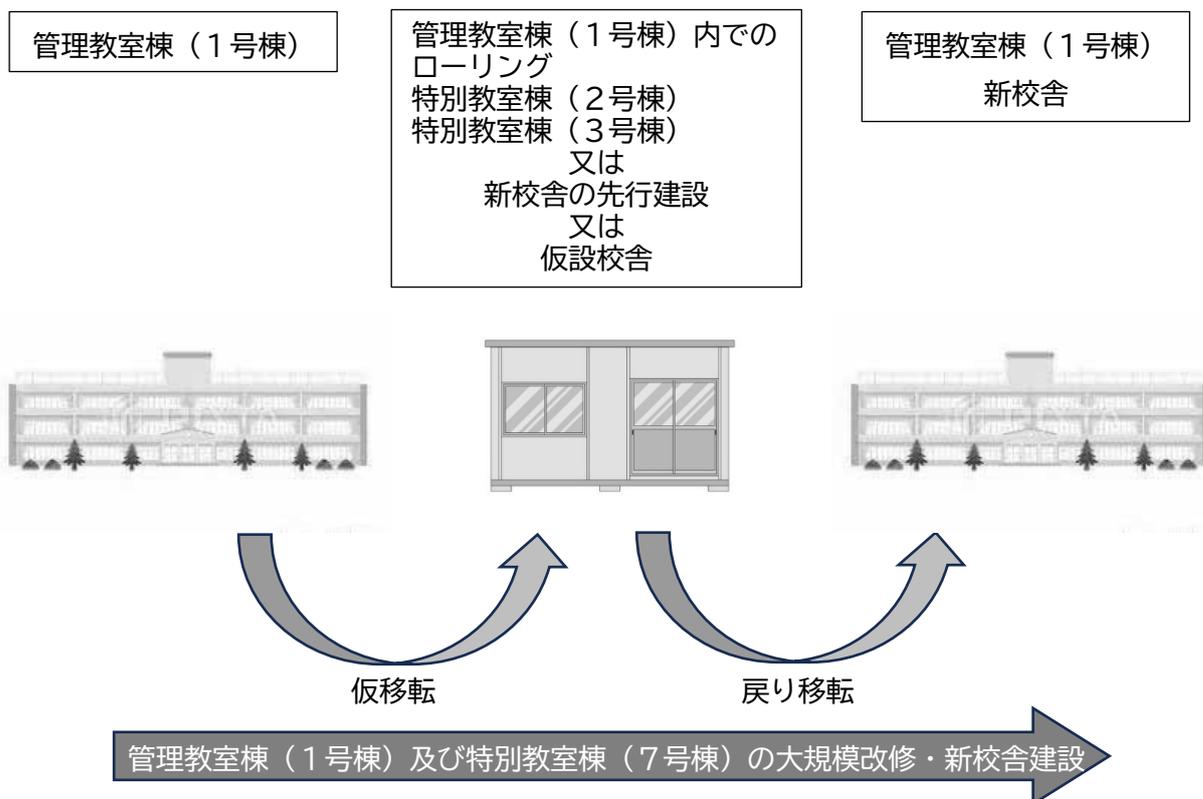
管理教室棟（1号棟）及び特別教室棟（7号棟）の大規模改修と、新校舎の建設が同時に進行することになるため、工事期間中には松山中学校の生徒の仮移転が必要となります。

仮移転先の確保に当たっては、次の方針を基本とします。

■ 仮移転先確保の基本方針

- ① スムーズな仮移転やコスト縮減の観点から、管理教室棟（1号棟）のフロアごとのローリングによる大規模改修や、大規模改修の対象としない（用途廃止対象）特別教室棟（2号棟）及び特別教室棟（3号棟）の活用を想定します。
- ② ①で対応できない場合は、先行して新校舎を建設し、松山中学校の生徒を仮移転させた後、管理教室棟（1号棟）の大規模改修に着手することを検討します。
- ③ ①又は②で対応できない場合は、①を基本に不足する所要室を仮設校舎として整備します。
- ④ 仮設校舎の位置は、生徒の負担軽減に配慮して敷地の一部を活用し、既存校舎との動線に配慮します。
- ⑤ 仮設校舎を設置する場合の供用期間は、コスト縮減の観点から、極力短くなるように配慮します。

■ 仮移転のイメージ



第6章 義務教育学校の詳細計画

1. 校舎における所要室の再編配置（平面計画）

管理教室棟（1号棟）及び特別教室棟（7号棟）、新校舎へ所要室を再編配置します。

前期課程（1～6年生）・後期課程（7～9年生）を想定した場合、義務法施行令による床面積算定で前期課程が3,705㎡、後期課程が2,932㎡の計6,637㎡が義務教育学校の床面積の上限と算出され、これから管理教室棟（1号棟：1,693㎡）及び特別教室棟（7号棟：226㎡）、便所（8号棟：95㎡）を除くと、新校舎の床面積の上限は4,623㎡と算出されます。

一方、職員室・事務室等の管理部門や特別教室の一部は集約し、又は共用されるという義務教育学校の特性や、今後も児童生徒数が減少傾向にあることに鑑み、既存校舎と新校舎の床面積の合計は4,000㎡を目安に可能な限りコンパクトなものとしします。

また、新校舎の形状はシンプルな外観を基本とするほか、新校舎を介して管理教室棟（1号棟）と第1グラウンド間のバリアフリー動線を確保します。加えて、管理教室棟（1号棟）及び特別教室棟（7号棟）、新校舎の内装は「志布志市建築物等木材利用促進方針」に対応するものとしします。

ア 所要室

次に掲げる所要室等を、管理教室棟（1号棟）及び特別教室棟（7号棟）、新校舎へ再編配置を図ります。

■ 再編配置する所要室等

種別	所要室等名	室数
a. 教室等（教室部門）		
①	普通教室（多目的スペース含む）	9室
②	特別支援学級	7室
③	センサリールーム	1室
④	特別教室	
	（1）音楽室（準備室含む）	1室
	（2）理科室（準備室含む）	2室
	（3）被服室（準備室含む）	1室
	（4）調理室	1室
	（5）技術室（準備室含む）	1室
	（6）美術室（準備室含む）	1室
⑤	図書室	1室
⑥	児童生徒用更衣室（男女別）	適宜
⑦	児童生徒用トイレ・水場	適宜
⑧	児童生徒用バリアフリートイレ（多目的トイレ）	適宜
⑨	生徒会室	1室
⑩	多目的交流室	1室
b. 職員室等（管理部門）		
①	校長室・応接室	1室
②	職員室・休憩室	1室

③ 教員コーナー	適宜
④ 事務室	1 室
⑤ 主事室	1 室
⑥ 印刷室	1 室
⑦ 相談室	適宜
⑧ 保健室	1 室
⑨ 放送室	1 室
⑩ サーバー室	1 室
⑪ 職員用更衣室（男女別）	各 1 室
⑫ 職員用・来客用トイレ（男女別）	各 1 室
⑬ 職員用・来客用バリアフリートイレ（多目的トイレ）	1 室
⑭ 倉庫・資料室	1 室
c. その他	
① コンテナ室	1 室
② 電気室・機械室	適宜
③ エレベーター	適宜
④ Wi-Fi 等通信設備	適宜
⑤ 玄関（ホール含む）・廊下・階段	適宜
床面積計	約 4,000 m ²

イ 所要室計画

a. 教室等（教室部門）

- ・ 就学期間の9年間を（前期課程）4学年-（中期課程）3学年-（後期課程）2学年の構成とし、課程ごとにゾーニングします。
- ・ 新しい時代の学びを実現する教室を志向し、温かみと落ち着きのある空間づくりや地球温暖化等の環境対策に配慮します。
- ・ 日常的にICTを活用できる環境を構築します。
- ・ 机・椅子、ロッカーなどの備品は、新JIS規格を採用します。

① 普通教室

- ・ 多様な学習活動に柔軟に対応できる多目的スペースを一体的に整備します。
- ・ （前期課程）4学年-（中期課程）3学年-（後期課程）2学年による課程単位の複数学年での活動等に配慮します。

② 特別支援学級

- ・ 多様な学習活動に柔軟に対応できるオープンスペースを一体的に整備します。
- ・ 普通学級の児童生徒と生活の中で日常的に交流できるように配置や動線に配慮します。
- ・ 1階に配置し、付近にバリアフリートイレを整備します。
- ・ 外部からの音や視覚的な刺激などが小さい位置に配置し、安全性に配慮します。

③ センサリールーム

- ・ 感覚過敏の児童生徒のストレスを緩和したり、感覚刺激によるパニックを落ち着かせるスペースとして整備します。
- ・ 保健室や特別支援学級との連携に配慮します。

④ 特別教室

(1) 音楽室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 楽器収納スペースを設けます。
- ・ 室の形状・内装材等は、音響及び防音に配慮します。

(2) 理科室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 水栓、流し、ガス栓等を設けます。
- ・ 実験器具等の収納スペース及び薬品庫を設けます。
- ・ 火気や薬品の使用及び臭気の出る作業に配慮し、十分な換気を確保します。
- ・ 耐薬品、耐熱性能が高い床仕上げとします。

(3) 被服室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 作品の保管や展示等のための空間を設けます。
- ・ 手芸品の製作に必要な機器等の収納スペースを設けます。

(4) 調理室

- ・ 準備室は被服室と併用します。
- ・ 細菌の繁殖を防止するため、床を乾いた状態で使用するドライシステムによる運用とします。
- ・ 水栓、流し、ガス栓、電磁調理器用のコンセント等を設けます。
- ・ 調理器具や被服用器具等の収納スペースを設けます。
- ・ 火気の使用に配慮し、十分な換気を確保します。

(5) 技術室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 作業空間と機械空間を分けます。
- ・ 作業空間は日常的に使う工具及び材料、完成品等の保管や展示等のための空間を設けます。
- ・ 機械空間は工作用の機械等を児童生徒が安全に利用できるよう、危険防止のための防護柵などを設けます。
- ・ 有機溶剤等の使用に配慮し、十分な換気を確保します。
- ・ 室内若しくは周辺に水栓、流し等を設けます。

(6) 美術室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 水栓、流し等を設けます。
- ・ 作品の保管や展示、鑑賞等のための空間を設けます。

-
- ・ 有機溶剤等の使用に配慮し、十分な換気を確保します。
 - ・ 絵具等の汚れの落としやすさを考慮した床仕上げとします。

⑤ 図書室

- ・ 既存の図書室の拡充を図り、書架スペース、閲覧スペース、情報収集スペースを区分し、閲覧スペースはリラックスできる雰囲気づくりに配慮します。

⑥ 児童生徒用更衣室

- ・ 男女ごとに設けます。
- ・ ロッカーを設置します。
- ・ 廊下から中の様子が直接見えないように二重カーテン等を設置します。

⑦ 児童生徒用トイレ・水場

- ・ 各階に適宜設けます。
- ・ トイレの大便器は温水洗浄機能付きの洋式便座を基本とします。
- ・ センサー方式の照明設備を検討します。
- ・ 水栓は、清掃が容易で衛生管理に適した仕様とし、従来型と非接触型の併用とします。

⑧ 児童生徒用バリアフリートイレ（多目的トイレ）

- ・ 特別支援学級との位置関係に配慮して設けます。
- ・ バリアフリー法第2条第19項に規定する特別特定建築物に該当することから、同法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に対応するため、各階に1か所以上を設けることを原則とします。

⑨ 生徒会室

- ・ 生徒の自主的な活動を促す場とし、管理部門との位置関係にも配慮します。

⑩ 多目的交流室

- ・ 複数学年での活動や集会、地域住民との交流等に利用できる規模を確保します。
- ・ 会議室としても活用可能なものとし、可動間仕切りを設け、分割して利用できるように計画します。

b. 職員室等（管理部門）

① 校長室・応接室

- ・ 校長室と応接室を一体となって計画します。
- ・ 校長室は、職員室との位置関係に配慮します。

② 職員室・休憩室

- ・ 職員室と休憩室を一体となって計画します。
- ・ 防犯・安全などの観点から、第1グラウンド・出入口等への見通しが良く、校内各所への移動のしやすい場所に配置します。
- ・ 職員室から死角となる箇所には、防犯カメラを設置し、モニタリングすることを検討します。
- ・ 児童生徒に安心感を与え、訪れやすい雰囲気づくりに配慮します。
- ・ 休憩室は、教職員のリフレッシュとコミュニケーションが図られるように配慮します。

③ 教員コーナー等

- ・ 教員の執務拠点として、教室との動線や児童生徒の見守りに配慮した位置に設けます。

④ 事務室・⑤ 主事室・⑥ 印刷室

- ・ 校長室、職員室、来客用玄関との関係性を重視して配置します。
- ・ 印刷室は、印刷機の騒音対策として防音仕様とします。

⑦ 相談室

- ・ 保健室との連携を考慮して配置します。
- ・ 防音対策など相談者のプライバシーに配慮するとともに、カウンセリングしやすく落ち着いた雰囲気とします。

⑧ 保健室

- ・ 第1グラウンドや屋内運動場などへのアクセスが良く、救急車両が近接できる位置に配置し、外から直接出入りできる構造とします。
- ・ 外からの出入口には、スロープを設けます。
- ・ 手洗い・足洗い場を設けます。
- ・ 職員室、特別支援学級、センサリールーム、相談室との連携に配慮します。

⑨ 放送室

- ・ 防音に配慮します。

⑩ サーバー室

- ・ 常に適切な室温を保てるような別系統の空調システムを導入し、水害や火災などの災害リスクが極力少ない場所に配置します。
- ・ 出入口付近からできるだけ遠ざけ、部外者が近づくことのないように情報セキュリティに配慮します。

-
- ⑪ 職員用更衣室
 - ・ 男女ごとに設けます。
 - ・ ロッカーを設置します。
 - ・ 廊下から中の様子が直接見えないように二重カーテン等を設置します。
 - ・ 教職員の男女比の変化に柔軟に対応できるように男女間の間仕切りは可動又は容易に移設できるものとします。

 - ⑫ 職員用・来客用トイレ
 - ・ 校長室、応接室、職員室、事務室との関係性を重視して配置します。
 - ・ トイレの大便器は温水洗浄機能付きの洋式便座を基本とします。

 - ⑬ 職員用・来客用バリアフリートイレ（多目的トイレ）
 - ・ 災害時の2次開設避難所に指定されていることを踏まえ、屋内運動場や第1グラウンドとの位置関係にも配慮して設けます。

 - ⑭ 倉庫・資料室
 - ・ 管理部門の所要室との関係性を重視して配置します。
- c. その他
- ① コンテナ室
 - ・ 給食運搬車の進入動線に配慮します。
 - ・ 異物混入を避けるため、内部、外部とも出入口に施錠設備を設けます。
 - ・ 受渡システムを導入します。

 - ② 電気室・機械室
 - ・ 防音や防振に配慮し、周辺に影響がない位置に計画します。

 - ③ エレベーター
 - ・ 特別支援学級の児童生徒や来訪者の利用のしやすさに配慮し、校舎内の各所要室に車椅子で移動できる計画とします。

 - ④ Wi-Fi 等通信設備
 - ・ Wi-Fi による高速大容量通信ネットワーク等のICT環境を網羅的に整備します。

 - ⑤ 玄関・廊下・階段
 - ・ 児童生徒の交流に配慮した空間とします。
 - ・ 来客用玄関は、訪問者に分かりやすい位置に計画します。

2. 屋外・外構等計画

① グラウンド

- ・ 既存の第1グラウンドをそのまま活用します。
- ・ 第2グラウンドは一部を駐車場として整備し、残地の活用策を検討します。

② 屋内運動場

- ・ 空調設備の設置等の改修を行い、既存の屋内運動場を活用します。

③ プール

- ・ 既存のプールをそのまま活用します。
- ・ 低学年用の水深が浅いプールの整備を検討します。

④ 格技場

- ・ 老朽化が著しい既存の格技場は用途廃止します。(武道の授業は屋内運動場を使用)

⑤ 出入口(校門)

- ・ 歩車分離を原則とします。
- ・ 主たる登下校用の校門にはスロープを設けるなどバリアフリーに配慮します。

⑥ 駐車場

- ・ 既存の第2グラウンドの一部をスクールバス用・送迎用・PTA用・来客用の駐車場として整備します。
- ・ 屋内運動場裏にスクールバス用の乗降場所を設け、校舎までの移動が雨掛かりとならないように配慮します。
- ・ 教職員用駐車場は既存の施設を活用します。
- ・ バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に対応するため、敷地内駐車台数の2%以上の身障者等用駐車場をエレベーターに近い位置に設けます。

⑦ 駐輪場

- ・ 新校舎付近に設け、校舎までの移動が雨掛かりとならないように配慮します。

⑧ 屋外トイレ

- ・ 特別教室棟(3号棟)横の屋外トイレは老朽化や利用の状況をみて更新を検討します。
- ・ 屋内運動場横の屋外トイレはそのまま活用します。

⑨ 温室

- ・ 既存の施設をそのまま活用します。

⑩ 飼育小屋・観察池

- ・ 動物等とのふれあいの場・生態観察の場として適宜設けます。

3. 構造計画

(1) 耐震安全性

災害発生時の2次開設避難所に指定されていること、また、災害発生時における生徒の人命確保や被災後の教育活動等の早期再開の観点から、新校舎の耐震安全性については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく「地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設」の耐震安全性分類を準用し、構造体の安全性分類の「Ⅱ類」、建築非構造部材の耐震安全性の「A類」、建築設備の耐震安全性の「乙類」を満たすことを目標とします。

■ 耐震安全性の分類及び目標（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）

部位	耐震安全性の分類	耐震安全性の目標	重要度係数
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	1.5
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	1.25
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	1.0
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。	
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。	
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。	

(2) 構造

建替後の管理棟の構造は、安全性、経済性、機能性、快適性に配慮し、階数やスパン等を踏まえて適切に計画します。

4. 設備計画

ア 電気設備

(1) 照明設備

- ・ 各所要室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じた照明設備（種類、照度、配列、スイッチの位置等）を計画します。
- ・ 照明器具は、LED等の省エネルギー・高効率タイプを採用し、メンテナンスの容易性にも配慮します。

(2) コンセント

- ・ 各所要室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じたコンセント（種類、規格、数、位置等）を計画します。
- ・ 安全性を考慮し、漏電遮断器を設置します。

(3) 受変電設備

- ・ 受変電設備、分電盤、制御盤等を適切に計画します。

(4) 情報通信設備

- ・ Wi-Fiによる高速大容量通信ネットワーク等のICT環境を網羅的に整備します。
- ・ 必要な所要室には、有線LANも整備します。

(5) 校内放送・テレビ受信設備

- ・ グラウンドも含めた校内全体への放送設備を設けます。
- ・ 教室等で視聴できるテレビ放送受信設備を設置します。

(6) 防犯設備

- ・ 職員室から死角となる場所には防犯カメラを設置し、職員室でモニタリングすることを検討します。
- ・ 施設の施錠確認を容易にできる方法を検討します。

イ 機械設備

(1) 空気調和設備・換気設備

- ・ 居室には、原則として空気調和設備及び換気設備（全熱交換ユニット）を設置します。
- ・ 各居室の用途、使用方法、利用時間帯等に配慮したゾーニングを行い、居室ごとに制御できるとともに、運転状況を職員室で確認できるものとします。

(2) 給排水衛生設備

- ・ 水栓は、直結方式とします。
- ・ 衛生器具類は、節水型とします。
- ・ 下水処理は合併処理浄化槽を整備します。

第7章 事業手法の検討

公共施設の整備は、設計者・施工者を本市で選定して直接建設・維持管理する方式（直接建設方式）がこれまで一般的でしたが、近年では民間事業者の持つノウハウやアイデアを生かしたPFI方式やPPP方式による公共施設整備も行われています。

PFI方式やPPP方式のメリットは工期短縮やコスト縮減が期待できることですが、準備や手続きに時間を必要とするため、工事着手が遅延する可能性があります。

また、近年の物価高が未だ高止まりしない状況の中、準備や手続きに時間を要する民間活用方式より早期の工事発注が可能となる直接建設方式の方がコスト縮減につながるという考えの下、民間活用方式での発注を直接建設方式に見直す事例も出てきています。

このようなことから、「令和11年4月1日に、松山中学校敷地に松山地域の小学校3校及び中学校1校を統合し、義務教育学校を設置する」という設置方針や近年の資材高騰などの物価高も踏まえ、従来方式（直接建設方式）での発注を検討します。

■ 直接建設方式（青字は特徴的なメリット、赤字は特徴的なデメリットを表示）

事業方式	直接建設方式	
概要	・設計と施工を別々に市が発注 ・管理運営は市が直接・委託により実施	
資金調達	市が資金調達	
対価の支払	設計・建設	契約に応じ、前払い、中間払い等あり
	維持管理	—
起債・建設費支払いの平準化	△起債が必要 △割賦払いは不可	
発注に係る手間等	◎特段の手間は発生しない（従来からの発注方式のため、規定の円滑な手続きが可能）	
地元民間業者の参加	◎地元業者が参加しやすい	
事業リスク	◎市が直接事業を行うため事業リスクはない	
その他特徴	・設計プロポーザルやコンペティションの実施が可能 ・設計や工事の監督を行う技術職員の配置が必要	

■ PFI方式・PPP方式の比較（青字は特徴的なメリット、赤字は特徴的なデメリットを表示）

事業方式	PFI方式																																			
	BT方式 (Build・Transfer)	BTO方式 (Build・Transfer・Operate)	BOT方式 (Build・Operate・Transfer)																																	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による設計・建設後に市が取得 管理運営は市が直接・委託により実施 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による設計・建設後に市が取得 管理運営の一部を民間事業者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による設計・建設後に市が借上げ、運営 管理運営は、可能な範囲で民間事業者が実施 事業後、市に所有権移転 																																	
官民役割分担	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間中の施設所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	業務分担			管理期間中の施設所有	設計	建設	維持管理	民間	民間	市	市	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間中の施設所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>市+民間</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	業務分担			管理期間中の施設所有	設計	建設	維持管理	民間	民間	市+民間	市	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間中の施設所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>民間(一部市)</td> <td>民間</td> </tr> </tbody> </table>	業務分担			管理期間中の施設所有	設計	建設	維持管理	民間	民間	民間(一部市)	民間
業務分担			管理期間中の施設所有																																	
設計	建設	維持管理																																		
民間	民間	市	市																																	
業務分担			管理期間中の施設所有																																	
設計	建設	維持管理																																		
民間	民間	市+民間	市																																	
業務分担			管理期間中の施設所有																																	
設計	建設	維持管理																																		
民間	民間	民間(一部市)	民間																																	
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> 整備期間中は民間が資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> 管理期間に渡って長期に民間が資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> 管理期間に渡って長期に民間が資金調達 																																	
対価の支払	設計・建設	<ul style="list-style-type: none"> 施設引き渡し後に一括払い（もしくは各年度の出来高に応じた年度払い） 	<ul style="list-style-type: none"> 残金は事業期間中に割賦払い 	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の出来高に応じた年度払い その他の支払いは賃料として契約期間に渡り支払い 																																
	維持管理	—	<ul style="list-style-type: none"> 契約に基づき委託料支払い（毎年度、四半期毎等） 	<ul style="list-style-type: none"> 賃料として支払い。 																																
起債・建設費支払いの平準化	<ul style="list-style-type: none"> △起債が必要 △割賦払い不可 	<ul style="list-style-type: none"> ○起債が不要 ○割賦払いによる平準化が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○起債が不要 ○割賦払いによる平準化が可能 																																	
民間ノウハウの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能 ○民間ノウハウや経験を生かした効果的な付帯事業が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計・施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能（※管理面については限定的であり、条件による） ○民間ノウハウや経験を生かした効果的な付帯事業が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能（※管理面については限定的であり、条件による） ○民間ノウハウや経験を生かした効果的な付帯事業が可能 																																	
発注に係る手間等	<ul style="list-style-type: none"> △PFI法に基づき、発注に一定の手続きや期間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> △PFI法に基づき、発注に一定の手続きや期間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> △PFI法に基づき、発注に一定の手続きや期間を要する 																																	
地元民間業者の参加	<ul style="list-style-type: none"> ○～△地元業者の参画は、事業規模、支払い条件、管理業務の内容次第である 	<ul style="list-style-type: none"> ○～△地元業者の参画は、事業規模、支払い条件、管理業務の内容次第である 	<ul style="list-style-type: none"> △建設費の約半分が民間資金であり、事業規模の小さい地元業者は参加しにくい 																																	
事業リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○事業終了後に一括で資金回収が可能のため、事業リスクは高くない（事業期間中の資金の立替が可能で民間事業者に限定される） 	<ul style="list-style-type: none"> ○～△建設費が一括払いであれば左記と同様大きなリスクはない。建設費を割賦払いとした場合、右記と同様にリスクが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> △事業期間が長期に渡るため、資金調達能力や経営に安定力のある民間事業者に限定される ○事業完了まで市の床保有による資産価値低下リスクはない 																																	
その他特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間の事業のためSPC※を設立しないケースが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的には、SPC※の運営経費が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的には、SPC※経費がBTO方式より多くかかる ・建物所有することで各種税金の支払いが発生する 																																	

※ SPC： PFI事業に参加する企業連合それぞれが出資してPFI事業を実施するために設立される「特定目的会社。（Special Purpose Companyの略）。

事業方式	PPP方式																																			
	BT方式＋ コンセッション方式	DB方式（設計・施工一括 発注方式）	DBO方式（設計・施行・ 管理一括発注方式）																																	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による設計・建設後に市が取得 管理運営は、運営権実施契約に基づき、民間が実施 民間は使用者より直接使用料収入を得る 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工一括発注で建設 管理運営は市が直接又は委託により実施 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工及び管理運営業務の一部を一括発注 																																	
官民役割 分担	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間 中の施設 所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持 管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>民間(一 部市)</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	業務分担			管理期間 中の施設 所有	設計	建設	維持 管理	民間	民間	民間(一 部市)	市	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間 中の施設 所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持 管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市(一括 発注)</td> <td>市(一括 発注)</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	業務分担			管理期間 中の施設 所有	設計	建設	維持 管理	市(一括 発注)	市(一括 発注)	市	市	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間 中の施設 所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持 管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市(一括 発注)</td> <td>市(一括 発注)</td> <td>市(一括 発注)</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	業務分担			管理期間 中の施設 所有	設計	建設	維持 管理	市(一括 発注)	市(一括 発注)	市(一括 発注)	市
業務分担			管理期間 中の施設 所有																																	
設計	建設	維持 管理																																		
民間	民間	民間(一 部市)	市																																	
業務分担			管理期間 中の施設 所有																																	
設計	建設	維持 管理																																		
市(一括 発注)	市(一括 発注)	市	市																																	
業務分担			管理期間 中の施設 所有																																	
設計	建設	維持 管理																																		
市(一括 発注)	市(一括 発注)	市(一括 発注)	市																																	
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> 管理期間に渡って長期に民間が資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> 市が資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> 市が資金調達 																																	
対 価 の 支 払	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設 維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 施設引き渡し後に一括払い（又は各年度の出来高に応じた年度払い） － 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設 維持管理 																																	
起債・建設費 支払いの平 準化	<ul style="list-style-type: none"> △建設費は起債が必要 △割賦払い不可 ○建設後コンセッションフィー※を得られる 	<ul style="list-style-type: none"> △起債が必要 △割賦払い不可 	<ul style="list-style-type: none"> △起債が必要 △割賦払い不可 																																	
民間ノウ ハウの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能（※管理面については限定的であり、条件による） ○民間ノウハウや経験を生かした効果的な付帯事業が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能（※管理面については限定的であり、条件による） 																																	
発注に係る 手間等	<ul style="list-style-type: none"> △PFI法に基づき、発注に一定の 手続きや期間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注に一定の手続きが必要だがPFIと比較し簡易 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注に一定の手続きが必要だがPFIと比較し簡易 																																	
地元民間業 者の参加	<ul style="list-style-type: none"> ○～△リスクが高く代表企業としての参加は困難。事業範囲を限定した参加が想定される 	<ul style="list-style-type: none"> ◎民間事業者のリスクが小さく、地元業者が参加しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者のリスクが小さく、管理の内容次第では、地元業者が参加しやすい 																																	
事業リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○建設リスクはBTと同様 △事業期間が長期に渡るため、資金調達能力や経営に安定力のある民間事業者に限定される △コンセッションフィー※を固定化するとコスト上昇への対応が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市が直接事業を行うため事業リスクはない 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市が直接事業を行うため事業リスクはない 																																	
その他特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的には、SPC経費がBTO方式より多くかかる 	<ul style="list-style-type: none"> － 	<ul style="list-style-type: none"> － 																																	

※ コンセッションフィー：一定期間の運営権に対する対価（運営権対価）のこと。

第8章 事業スケジュール

設置方針で示した令和11年4月の義務教育学校開校を目指して、設計プロポーザル、基本・実施設計、建設工事等を進めていきます。

■ 事業スケジュール（案）

工程	令和8年度	令和9年度	令和10年度	11年度
設計プロポーザル	■			
基本・実施設計		■		
新築・大規模改修 ・空調設備設置工事		■	■	
備品等整備・移転				■
義務教育学校開校				★

第9章 基本・実施設計に向けて

1. 設計者の選定方法

設計者選定には、委託金額の多寡で選定する競争入札方式と、設計者から義務教育学校の整備に係る提案を求め、優れた提案を行った設計者を選定する設計プロポーザル方式があります。競争入札方式にはスピーディーに設計を発注できるメリットが、設計プロポーザル方式には多様な提案の中から優れた提案を行った設計者を選定できるメリットがあります。

義務教育学校の整備は地域住民の関心が高いことに鑑み、公募型設計プロポーザル方式により設計者を選定することとします。

2. 基本・実施設計の方針

機能性を重視し、義務教育学校整備に係るコストの縮減を図るため、次の方針で基本・実施設計を進めることとします。

- ・ 大規模な造成を避け、既存の地形等を活かした配置計画とします。
- ・ シンプルな構造、平面計画とします。
- ・ 特殊な仕様または材料を避け、一般流通材を採用します。
- ・ 単なる装飾的なデザインは避け、機能性をあわせもったデザインとします。
- ・ 維持管理の負担を軽減するため、清掃・改修等が容易な材料を採用します。
- ・ 工期の短縮を図るため、工法の合理化等を検討します。
- ・ その他、イニシャルコストとランニングコストのバランスに配慮し、創意と工夫をもってコストの削減に努めます。

3. 柔軟な設計プロセス

義務教育学校の整備は地域住民の関心が高いことから、整備が具現化していく基本設計・実施設計の各場面において丁寧な説明の場を設けるなど理解の醸成に努めることとします。

4. 既存備品等の利活用

近年の物価高等を背景に、改築にかかるコスト増が懸念されます。このため、備品等の調度品の調達にあたっては、必要最低限とし、可能な限り、既存の備品等を利活用することとします。

また、再編の対象となる小中学校の歴史や文化を後世へつなぐため、記念碑や既存樹木などの移設・保全を検討します。

松山地域学校施設整備基本計画

令和8年3月

編集・発行

志布志市 教育委員会

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

TEL 099-472-1111 FAX 099-473-2203

URL <https://www.city.shibushi.lg.jp/>

(作業協力)

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター